

No.	担当班	項目	該当ページ	該当箇所	質問	回答
1	年金班	退職後の年金について	1 ページ、9 ページ、30 ページ	年金請求書について	年金請求書について 支給開始年齢になったときの年金請求書は、30 ページに記載された請求書が地共済から送付される（1 ページの年金請求書、9 ページの老齢厚生年金の請求書）。再任用フルタイム勤務職員が65 歳以上で退職する場合は、32 ページに記載されている退職年金決定請求書を提出するというのでしょうか。	老齢厚生年金(2 階)の請求書は、おおむね支給開始年齢に達する3 か月前に最終加入の実施機関（地方職員共済組合又は日本年金機構等）から送付されます。 30 ページに掲載されている年金請求書（老齢厚生年金）は、生年月日が昭和29年10月1日以前生まれの一部の方が対象者で、昭和29年10月2日以降生まれの対象者は別様式になります。（請求書はページ数が多いことから説明資料には掲載していません。） 退職年金(3階)は、1年以上の引き続き組合員期間を有し、65歳以上で退職している方が対象となります。そのため65歳以上の再任用フルタイム勤務職員の場合は、退職時に当支部から送付する退職年金決定請求書（32ページ掲載）を提出していただくことになります。
2	年金班	退職後の年金について	1 ページ、25 ページ	退職届書について	退職届書の提出について 正職員から再任用フルタイム勤務職員になった場合、退職届書を提出する必要がありますか。 退職届書様式の※に退職の例として、正職員→再任用フルタイムの記載がありません。この場合は退職には該当しないので退職届書の提出は必要ないということでしょうか。	正職員から再任用フルタイム勤務職員になった場合は、引き続き地方職員共済組合の長期組合員となりますので、退職届の提出は必要ありません。
3	年金班	退職後の年金について	7 ページ	共済組合独自の年金（3階部分）	3階部分の年金額の目安（概算額/年）はいくら程度でしょうか。ご教示願います。	共済独自給付である経過的職域加算額、退職年金の見込み額については、個々の組合員期間や標準報酬の額により異なっているため概算額を示すことは困難です。 平成27年9月までの組合員期間に係る経過的職域加算額は、毎年誕生月に送付される「ねんきん定期便」で、平成27年10月以降の組合員期間に係る退職年金は、毎年6月に送付される「給付算定基礎額残高通知書」でおおよその額を把握することが可能です。

4	年金班	退職後の年金について	7 ページ	加給年金について	夫が私より 2 歳年上、退職後は夫の被扶養者になります。6 5 歳から夫のもらう年金に、私が 6 5 歳に達す前までの 2 年間は加給年金が追加されるはずですが、仮に、夫が 6 3 歳から年金を繰り上げ受給した場合でも、夫 6 5 歳からの年金分に加給年金は従来どおり対象となりますか。それとも繰り上げ受給したことで加給年金の支給されなくなるのでしょうか。	繰上げ請求した場合も加給年金には影響ありません。繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に達した日の属する月の翌月から従来通り加算されます。
5	年金班	退職後の年金について	1 0 ページ	留意点 (2) について	繰り上げ請求後は、障害状態等になっても障害厚生年金を請求することはできない旨の説明がありますが、仮に繰り上げ受給し、7 0 歳ごろに交通事故等で障害者に該当する程度になったとしても、障害年金の請求権がないということでしょうか。それとも、繰り上げしている期間の間のみ障害年金請求権がないということでしょうか。	障害年金の手続きは、初診日から 1 年 6 月経過後に障害の状態にあるときに請求する障害認定日請求と、障害認定日（初診日から 1 年 6 月経過後）には障害の程度が軽く障害年金に該当しないが、その後障害が重くなり 65 歳に達するまでの間に障害の程度が 1 級～3 級に該当し、かつ 65 歳に達するまでの間に請求できる事後重症請求があります。 年金を繰上げ請求すると、65 歳に達しているとみなされ、障害厚生年金及び障害基礎年金の事後重症による年金請求はできませんが、初診日の時期により障害認定日請求はできることがあります。 また、厚生年金の被保険者については、70 歳に達したとき、その日（70 歳の誕生日の前日）に被保険者の資格を喪失します。このため、ご質問の事例が繰上げ受給者で厚生年金加入中、70 歳に達する前に初診日があり、障害等級に該当する障害の状態の場合、障害認定日請求について請求することはできませんが、70 歳以上の場合は厚生年金の被保険者資格を喪失しているため障害年金の請求はできません。
6	年金班	退職後の年金について	1 2 ページ	退職年金について (図 8)	75 歳繰下げ請求した場合、支給する年金について、加算額、本来支給の老齢厚生年金・経過的職域加算額、老齢基礎年金とありますが、退職年金はないのでしょうか。	共済事務説明資料の図 8 は、老齢厚生年金を 10 年繰下げした場合の事例をイメージしたもので、公務員独自給付である「退職年金」も老齢厚生年金、老齢基礎年金と同じ 75 歳まで繰下げ請求可能です。 また、老齢厚生年金や老齢基礎年金の繰下げ計算は、1 か月当たり 0.7% 年金額が増額されますが、「退職年金」の繰下げ計算は、積立した給付算定基礎額を繰下げた期間分だけ利子を増やすことにより、退職年金額が増額となります。

7	給付福利班	退職後の医療保険制度について	35ページ	再任用短時間勤務職員の任意継続組合員	再任用短時間勤務職員は、被用者保険基準（※1）の常勤職員の四分の三以上に該当しないので、地方職員共済組合に加入することはできないのでしょうか。	再任用短時間勤務職員はP.35の被用者保険適用基準の2に該当するため、地共済へ加入となります。
8	給付福利班	退職後の医療保険制度について	35ページ	再任用短時間勤務職員の任意継続組合員	61歳で定年退職した後、再任用短時間勤務職員を4年間勤務する際、任意継続組合員を4年間希望しても、任意継続組合は最大2年間しかなることができないので、残り2年間は国保に加入することになるのでしょうか。	再任用短時間勤務職員はP.35の被用者保険適用基準の2に該当するため、地共済へ加入となります。 再任用短時間勤務職員を退職する際、退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員だった者は、2年間で限度として地共済の任意継続組合員になることができます。 任意継続を希望する場合は、退職の日から起算して20日以内に申出書の提出が必要です。
9	給付福利班	退職後の医療保険制度について	40ページ	任意継続組合員の資格取得について	会計年度職員も1年間勤務後、引き続き再度の任用で2年間勤務知事部局で勤務し退職した場合、1年以上の組合員としてみなし、任意継続組合員資格者に該当しますでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	給付福利班	退職後の医療保険制度について	退職後の医療保険制度について	退職後の医療保険制度について	医療保険が継続可能か？国民健康保険に加入するのか？	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員だった者は、地共済の任意継続組合員になることができます。 任意継続を希望する場合は、退職の日から起算して20日以内に申出書の提出が必要です。 任意継続を希望しない場合で、その他社会保険への加入を行わない場合は、国民健康保険へ加入することとなります。 詳しくは退職予定者に係る共済事務説明資料のP.35を参考にしてください。
11	共済管理班	その他			各組合員の意見も参照したいので、各組合員から質問があった事項について、個人情報を含まないものは情報提供して欲しい。	各組合員から質問があった事項は、個人情報を含まないものはCORAL及び職員厚生課ホームページへ掲載します。
12	共済管理班	その他		共済厚生掛金について	再任用フルタイム勤務職員の年金は地共済の厚生年金に加入するとありますが、毎月支払う掛金には基礎年金に係る掛金は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	組合員が支払う共済厚生掛金には、基礎年金に係る掛金分が含まれています。 60歳以上の加入期間については、基礎年金には反映されませんが、経過的加算の対象となり、基礎年金とほぼ同額が厚生年金に上乘せされます。